

# 電停ネーミングライツパートナー 募集要項

電車停留場（以下「電停」といいます。）に「副呼称」を付ける権利を買い取っていただく「電停ネーミングライツパートナー」を募集します。

## 1 副呼称の定義

副呼称は、現在の電停名（正式名称）に続けて表示又は放送するものです。

条例及び関係機関に届出た電停の正式名称を変更するものではありませんので、必要な場合は、市（交通局）の判断で正式名称を使用することとします。

## 2 副呼称の条件

(1) 副呼称は、次の要件の全てを満たすものとします。

- ①社名、店舗名、ブランド名および商品名など当該電停の所在地との場所的、地理的関連性が想起できるものであること。
- ②読み上げた場合は概ね15文字以内とし、かつ文字表記は概ね10文字以内であること。市（交通局）が必要と認める場合、短縮・修正を求めることができる。
- ③記号、顔文字、企業ロゴは不可とする。
- ④音声案内に支障を来す読みづらいものは不可とする。
- ⑤次のいずれかに該当しないこと。
  - a. 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
  - b. 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - c. 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
  - d. 氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの
  - e. 特定の思想・信条・宗教・政治活動を連想させるもの
  - f. 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
  - g. 世論が大きく分かれているもの
  - h. 難読、誤読を誘発するなど、呼称として使われるのに不適当なもの
  - i. 個人名のみを表示するもの（市（交通局）が特に認めた場合を除く）
  - j. 市（交通局）があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
  - k. 市（交通局）の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
  - l. その他不適切であると認められるもの

(2) 契約期間内に副呼称の変更はしないものとします。

ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある、かつ利用者等の混乱を招くおそれがない場合は、市（交通局）と電停ネーミングライツパートナーとの協議の上、変更す

ることができるものとします。

### 3 対象電停の概要

既に電停ネーミングライツが決定している電停を除く全電停とし、詳細は別紙1「電停ネーミングライツ対象電停一覧表」のとおり。

※1 上りと下りのある電停については、当該上りと下りを合わせて1電停とします。

※2 高見馬場電停については1系統と2系統それぞれを個別の電停とします。

※3 郡元電停については「郡元電停」と「郡元（南側）電停」それぞれを個別の電停とします。

### 4 電停ネーミングライツパートナーのメリット

#### (1) 副呼称の普及

副呼称に含まれる施設名称等が、次の媒体において広く周知され、定着します。

①電停標識（別紙2「副呼称が表示される媒体一覧」①参照）※注1

②電停内路線案内図（同②参照）

③電車内路線案内図（同③参照）

④電車内停留場名表示器（同④参照）※注2 ※注3

⑤電車内放送（音声のみ）（同⑤参照）※注3

⑥市電・市バス路線案内図（同⑥参照）

※注1 次の電停には電停標識がありません。

上塩屋（上下）、笹貫（下り）、脇田（上下）、宇宿一丁目（上下）、二軒茶屋（上下）、南鹿児島駅前（下り）、鹿児島駅前、鹿児島中央駅前（上下）

※注2 設置のない車両（9両）、対応できない表示器の車両（3両）があります。

※注3 交通その他の事情により、表示又は音声案内できない場合があります。

#### (2) 電停内での企業PRが可能

副呼称を命名した電停内の既存設備や空スペースを活用し、企業等のPRが可能です。

※ 市（交通局）や関係機関と協議の上、可能なものについて行うものとし、電停内で第三者が既に広告を掲出している媒体については、その広告に係る契約の終了後に活用を行うものとします。活用を検討される場合は、事前に市（交通局）にお問い合わせください。

### 5 契約期間

令和9年1月から令和11年12月までの3年間。

ただし、当初、申し込みをする際に、1年間を単位として延長可能で、合計で最長6年間とし、その場合は当該期間とします。

※ 副呼称は長期にわたって使用されることにより、利用者等に親しまれていくものであることから、契約期間の更新による長期の期間を提案した法人等をより高く評価することとします。

## 6 金額

### (1) 提案標準額

電 停 名	乗降客数（R7年度）	提案標準額 （1年度分）（消費税額及び地方消費税額を含む）
鹿児島中央駅前	約250万人	<u>300万円以上</u>
谷山	約200万人	<u>200万円以上</u>
郡元、いづろ通	100万人以上～ 200万人未満	<u>150万円以上</u>
鹿児島駅、市役所前、朝日通、高見馬場（1系統）、騎射場、脇田	60万人以上～ 100万人未満	<u>120万円以上</u>
上記以外	60万人未満	<u>100万円以上</u>

※目安となる提案標準額を下回る提案も可能ですが、市（交通局）の設定する下限額（非公表）を下回る提案は失格となります。

### (2) ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより市（交通局）が得た対価は、営業収益として交通事業運営に役立てます。

### (3) ネーミングライツ料の支払い

令和9年1月から3月分については、1年度分を月割計算した金額を令和9年1月末日までに、次年度以降は毎年度4月末日までに、当該年度に係るネーミングライツ料を一括して支払うことを基本とします。

ただし、市（交通局）とネーミングライツパートナーが別段の合意をしたときは、それによるものとします。

## 7 応募要件

応募できる者は、次の要件全てを満たす者としてします。

- ア 日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人、又はこれに準ずる団体であること
- イ 電停ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えていること
- ウ 当該電停周辺の美化活動など、待合環境の向上に資する取組に努めること（例：清掃、プランターの設置など）
- エ 対象電停から概ね一定距離に事務所等を有すること。
- オ 本募集要項の第2項「副呼称の条件」(1)に定める条件を満たしていること。
- カ 次のいずれかに該当しない者であること
  - ① 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類するもの

- ③ ギャンブルに係るもの（公営競技を除く）
- ④ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- ⑤ 投資業又は商品先物取引業に係るもの
- ⑥ 法律に定めがない医療類似行為を行うもの
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの
- ⑧ 鹿児島市から指名停止を受けているもの
- ⑨ 市税などの本市に対する債務を滞納しているもの
- ⑩ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- ⑪ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けているもの
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの
- ⑬ 社会問題を起こしている業種又は業者
- ⑭ その他公共交通機関の公共性・中立性を著しく損なうおそれがあると交通事業管理者が認めるもの

## 8 申込に必要な書類

- (1) 電停ネーミングライツ申込書（様式1）
- (2) 事業者概要調書（様式2）
- (3) 添付書類（原則A4版）
  - ① 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
  - ② 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - ③ 法人等の申請日前において作成した直近の決算書類
  - ④ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
  - ⑤ 法人または構成員の鹿児島市税の滞納がないことの証明書（最新年度のもの）
  - ⑥ 電停の待合環境向上に資する取組として設備の設置等を行う場合は当該設備等の画像

※ 申込書類は、申込日現在で作成してください。①、②及び⑤については、申込日前3か月内に発行されたものを提出してください。

※ 提出部数は1部です。持参又は郵送（受付期間必着のこと。）してください。申込に係る費用は、申込者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。（FAX等による受付は致しません。）

※ 申込書等の様式は、市交通局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>

## 9 申込書の受付期間

### (1) 受付期間

令和8年6月15日(月)から同年8月31日(月)(土日及び休日を除く。)

### (2) 申込方法

申込書を、受付場所(次の10に記載)に提出又は郵送

### (3) 受付可能な時間帯

ア 受付場所に提出する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし正午から午後1時までの時間を除く)でなければ受け付けることができません。

イ 郵送の場合は、令和8年8月31日(月)午後5時15分必着です。

※ 質疑がある場合は、所定の様式(質問票)により、令和8年7月3日(金)までに電子メール [ktkeiei-ei@city.kagoshima.lg.jp](mailto:ktkeiei-ei@city.kagoshima.lg.jp) にて送付し、市(交通局)の受信を電話で確認してください(電話番号は次の10に記載してある番号と同じ)。なお、回答については、令和8年7月10日(金)までに、市交通局ホームページにおいて掲載します。

## 10 募集要項の配布及び申込の受付場所

鹿児島市交通局経営課営業係

電話 099-257-2102

郵便番号 890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号

※ 募集要項は、市交通局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>

## 11 審査基準等

### (1) 選定基準

① 副呼称

② 提案額

③ 契約期間

④ 電停の待合環境向上に資する提案(役務等の提供に関する提案)

例) ベンチ・防護板・雨避け・照明機器等の設置、既存設備の更新・デザイン変更、電停の清掃活動、プランターの設置など(これらの提案に企業PRを市(交通局)や関係機関と協議の上、掲載可。)

⑤ 法人等の経営状況

⑥ 地域や社会への貢献度

### (2) 選定方法

提出書類を基に、電停ネーミングライツ検討委員会の審査を経て優先交渉権者を選定します。

なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、市（交通局）が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者を選定しないことがあります。

応募者は、選定結果に対する異議を申立てることはできません。

## 12 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、令和8年9月中旬を目途に、選定結果を文書にて通知します。

## 13 ネーミングライツ契約の締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議し、協議が整った場合には、市（交通局）は電停ネーミングライツパートナーとして、契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

また、契約締結後、副呼称の多言語表記（英語、中国語（簡体字及び繁体字）、韓国語）の情報を提供いただきます。

## 14 費用負担

市（交通局）と電停ネーミングライツパートナーの費用負担は、次のとおりとします。

### <市（交通局）の費用負担>

- ・電停標識、電停内及び電車内路線案内図、電車内放送、電車内次停留場名表示器の変更費用及び契約期間終了後の各媒体の原状回復に係る費用
  - ・市電・市バス路線案内図や局ホームページの表示変更に係る費用
- ※市電・市バス路線案内図については、残部数や改訂時期等を踏まえ、電停ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定します。

### <電停ネーミングライツパートナーの費用負担>

- ・ネーミングライツ料
  - ・電停の待合環境向上に資する取組に要する費用（維持・管理を含む）及び契約期間終了後の原状回復に係る費用
  - ・電停の空きスペースを活用した企業 PR 等に要する費用（維持・管理を含む）及び契約期間終了後の原状回復に係る費用
- ※ 電停への設備提供や空きスペースを活用した企業 PR 等は、市（交通局）や関係機関と協議の上、可能なものについて行うものとし、電停内で第三者が既に広告を掲出している媒体については、その広告に係る契約の終了後に活用を行うものとします。活用を検討される場合は、事前に市（交通局）にお問い合わせください。

## 15 契約の解除

電停ネーミングライツパートナーに法令違反又は社会的信用が著しく失墜する事由が発生し市（交通局）のイメージが損なわれるおそれが生じた場合又は電停ネーミングライツパー

トナーについて破産、民事再生、会社更生又は特別清算手続き開始の申し立てがなされるなどの電停ネーミングライツパートナーの事情により、当該電停の副呼称の維持が困難な場合には、市（交通局）は契約を解除できるものとします。

この場合において、電停ネーミングライツパートナーは、原状回復及び電停標識や電車内放送等の変更（以下「原状回復等」という。）に必要な費用を負担し、当該原状回復等が完了した日までのネーミングライツ料を支払うこととします。

## 16 契約の更新

市（交通局）は契約期間満了までに、当該電停に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、当該電停ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

## 17 賠償責任等

電停ネーミングライツパートナーが設置・変更した設備等により第三者に損害が生じた場合や、副呼称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、電停ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのない賠償責任等が生じた場合の負担は、市（交通局）と電停ネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

## 18 秘密の保持

法人等からの応募及び内容については、電停ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。